

# NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 草野・北本

(電話) 06-6949-6446

令和3年4月30日

## 北摂交通圏におけるタクシーの特定地域計画の認可について

北摂交通圏は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の規定により、令和元年7月1日付けで特定地域として指定され、同法の規定により組織された「北摂交通圏タクシー特定地域協議会」において、タクシー事業の適正化と活性化を推進するための計画（特定地域計画）の作成に向けて議論が進められてきたところです。

今般、同協議会より令和3年2月16日に申請があり、本日付けで認可しましたので、お知らせ致します。

### 記

1. 当該認可に係る特定地域計画の内容（概要）  
資料1のとおり
2. 当該認可特定地域計画を作成した協議会の名称  
北摂交通圏タクシー特定地域協議会
3. 当該認可特定地域計画に係る特定地域  
北摂交通圏

※ 「特定地域」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域のことで、概要等は資料2のとおりです。

なお、当該認可特定地域計画の本文等は以下の URL にて公表しています。

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/hokusetsutokuteitikeikaku.pdf>

配布先

青灯クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）

## 北摂交通圏特定地域計画の概要

## ○ 供給輸送力の削減

## 削減する供給輸送力

## 【法人タクシー】

令和2年4月23日に近畿運輸局長が公表した北摂交通圏で適正と考えられる車両数の上限値（614両）と特定地域指定日現在（令和元年7月1日）の同交通圏の法人タクシー車両数（713両）の乖離率13.9%

## 【個人タクシー】

令和2年4月23日に近畿運輸局長が公表した北摂交通圏で適正と考えられる個人タクシーの車両数の上限値（63両）と特定地域指定日現在（令和元年7月1日）の同交通圏の個人タクシー車両数（73両）の乖離率13.7%

法人タクシー及び個人タクシーとも特定地域指定日現在の車両数から13.9%を削減すべき供給輸送力として設定する。ただし、コロナ禍及び各事業者の経営規模や経営状況により、事業に与える影響の大きさを考慮し、供給輸送力の削減を円滑に進めるため、まずは全体として8%程度の供給輸送力を削減する。

## 供給輸送力の削減方法

減車及び営業方法の制限（全日制限、曜日制限）により削減する。

## 実施時期

減車及び営業方法の制限（全日制限、曜日制限）は、事業者計画認可後遅滞なく、速やかに実施する。

## ○ 活性化措置

良質なサービスの選択制の向上、地方公共団体との連携強化及び2025国際博覧会開催により訪日外国人をはじめとする利用者に対し利便性及びサービスの向上等を図る。

## 【取組例】

- ・ 電子マネーやクレジットカードによるカードシステム（キャッシュレス）の導入の推進
- ・ 利用者利便を向上させるため、また、タクシーの利用促進を図るための事前確定運賃等の導入
- ・ 各種割引制度の導入（精神障がい者割引、運転免許証自主返納高齢者割引制度）
- ・ 妊婦・子育てタクシー、観光タクシーの運行
- ・ 外国語等利用者ニーズに対応したサービスの提供（外国語講習の受講促進）
- ・ ユニバーサルデザインタクシーの導入・拡大、ユニバーサルドライバー研修の受講促進
- ・ インターナショナルビジターズタクシーの充実・拡大
- ・ サービス向上等に向けた利用者及び地方自治体との意見交換会の場の設置 等

## 原則（道路運送法）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

## 準特定地域（大臣指定）

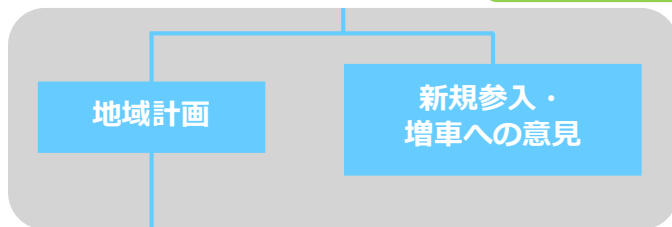
- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

## 特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

### 地域協議会

期間 3年

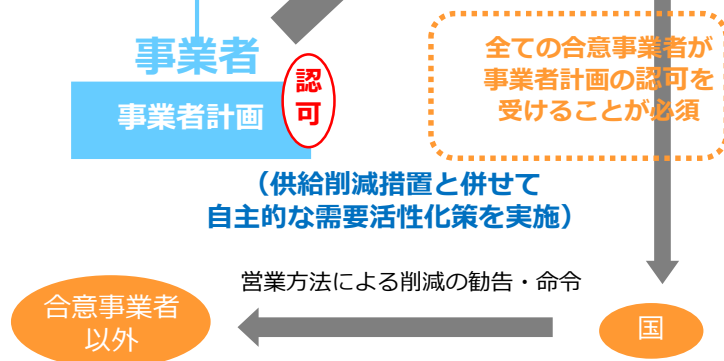


※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除

### 地域協議会

期間 3年

独禁法適用除外



※指定事由がなくなると認めるときは指定期間に関わらず解除